

2022 年 (令和 4 年) 5 月 18 日

〒104-6222

東京都中央区晴海一丁目 8 番 12 号

晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーZ 22 階

株式会社オーネット

代表取締役 森谷 学 殿

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目 2-40

ブライトシティ柏木702号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



### 照 会 書 (3)

当団体から2022年1月31日付けでお送りしていた再照会書に対し、貴社から、同年3月30日付回答書でのご回答いただきました。

1 同回答書によりますと、契約内容を変更されたということですので、恐れ入りますが、変更後の契約関係書類を送付ください。

また、変更後の契約内容での、中途解約時の具体的返金額について明らかにしてください。

2 さらに、営業機密に該当するとしてご回答いただけなかった算定根拠等につきましては、再度照会させていただきます。

すなわち、役務提供後の中途解約の場合、それぞれの契約者の中途解約時に「活動初期費用」に当たる役務提供が実際なされているか、提供期間のうちどの程度の期間が経過しているのかを確認し、提供された役務の合理的な範囲・金額である対価を、支払いを受けた金額から控除できます。

また、入会金についても、いわゆる初期費用と「貴社の初期活動費用」（いずれも合理的範囲内）及び比例的に生じる狭義の役務の対価の合計額が合理的なものである場合に、支払いを受けた金額から控除できます。

このような処理を行うためには、「活動初期費用」「入会金」に当たる役務内

容、対価等が明確にされる必要があります。そして、明らかにならなければ精算ができず、また、貴社の契約内容が、特商法49条第2項に違反しないかの判断ができません。

よって、営業機密には該当しないと考えますので、以下の事項について、再度照会させていただきます。ご回答ください。

- (1) 「活動初期費用」について各サービスの対価額及び算定根拠
- (2) 入会金相当額（3万円）の対象となる役務の内容、それぞれの対価額及び対価額の算定根拠

この点、貴社が初期費用として中途解約時に支払済み金額から控除する金額が、合理的範囲を超えて特商法49条第2項に違反する場合、同法49条第7項により無効となり、適格消費者団体である当団体の差止請求の対象（同法58条の2第2項）となります。ご回答いただけない場合、差止請求の必要性の有無を判断できず、消費者の権利擁護という目的を実現することができませんので、ご回答いただきますようお願いいたします。

なお、本件に関する当団体の活動、及び内容の公表につきましては、送付済みの「消費者市民ネットとうほくの「申入れ」等における活動方針と公表ルールについて」に沿って対応させていただきますことを念のため申し添えます。

以上